

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2018-124717

(P2018-124717A)

(43) 公開日 平成30年8月9日(2018.8.9)

(51) Int.Cl.

G06F 12/00 (2006.01)

F 1

G06F 12/00 501B
G06F 12/00 531Z

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 16 O L (全 19 頁)

(21) 出願番号

特願2017-15414 (P2017-15414)

(22) 出願日

平成29年1月31日 (2017.1.31)

(71) 出願人 000001007

キヤノン株式会社

東京都大田区下丸子3丁目30番2号

100125254

弁理士 別役 重尚

宮田 孝明

東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ
ヤノン株式会社内

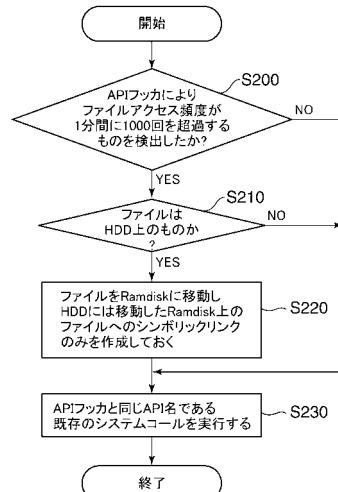
(54) 【発明の名称】情報処理装置及びその制御方法、並びにプログラム

(57) 【要約】

【課題】HDDに対する読み書きの失敗や、物理故障を抑止することが可能となる情報処理装置及びその制御方法、並びにプログラムを提供する。

【解決手段】MFP 8において、ファイルディスクリプタを扱うシステムコールへのフックを行うAPIフックを用いて、HDD15へのアクセス頻度がファイル毎に記録される。また、この記録されたアクセス頻度が一定量を超過したファイルに対して、APIフックを用いて、そのファイルのアクセス先がHDD15からRAM24のRamdisk上に移動する。

【選択図】図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

不揮発性記憶媒体と、揮発性記憶媒体とを備えた情報処理装置において、
ファイルディスクリプタを扱うシステムコールのフックを行うフック手段と、
前記フック手段を用いて、前記不揮発性記憶媒体へのアクセス頻度をファイル毎に記録
する記録手段と、

前記フック手段を用いて、前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過したファイルに
対するアクセス先を前記不揮発性記憶媒体から前記揮発性記憶媒体に移動する移動手段と
を備えることを特徴とする情報処理装置。

【請求項 2】

前記ファイルへの前記記録されたアクセス頻度が前記一定量を超過した後に前記一定量
を下回った場合、前記フック手段を用いて前記ファイルのアクセス先を前記不揮発性記憶
媒体に戻す第1の再移動手段を更に備えることを特徴とする請求項1記載の情報処理装置
。

【請求項 3】

シャットダウンを開始した時に、前記フック手段を用いて前記ファイルのアクセス先を
前記不揮発性記憶媒体に戻す第2の再移動手段を更に備えることを特徴とする請求項2記載の
情報処理装置。

【請求項 4】

前記ファイルへの前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過した場合、前記移動手段
は、前記フック手段を用いて前記ファイルを前記揮発性記憶媒体に移動し、前記フック手
段を用いて前記不揮発性記憶媒体には前記揮発性記憶媒体の前記ファイルへのシンボリック
リンクのみを残すことを特徴とする請求項3記載の情報処理装置。

【請求項 5】

前記第1及び第2の再移動手段は、前記フック手段を用いて、前記不揮発性記憶媒体の
上の前記シンボリックリンクを削除すると共に、前記揮発性記憶媒体の上に移動された前
記ファイルを前記不揮発性記憶媒体に戻すことを特徴とする請求項4記載の情報処理装置
。

【請求項 6】

前記ファイルへの前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過した場合、前記移動手段
は、前記フック手段を用いて前記ファイルを前記揮発性記憶媒体の上に移動すると共に、
前記ファイルのアクセス先を前記揮発性記憶媒体に変更することを特徴とする請求項3記
載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記第1及び第2の再移動手段は、前記フック手段を用いて、前記揮発性記憶媒体の上
に移動された前記ファイルを前記不揮発性記憶媒体に戻し、その後、前記アクセス先の変
更をさせなくすることを特徴とする請求項6記載の情報処理装置。

【請求項 8】

不揮発性記憶媒体と、揮発性記憶媒体とを備えた情報処理装置において、
ファイルディスクリプタを扱うシステムコールのフックを行うフック手段と、
前記フック手段を用いて、前記不揮発性記憶媒体へのアクセス頻度をファイル毎に記録
する記録手段と、

前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過したファイルに対するアクセスが前記ファ
イルへの追記である場合、前記フック手段を用いて、前記ファイルのうち前記追記された
データのアクセス先のみを前記揮発性記憶媒体に移動する移動手段とを備えることを特徴
とする情報処理装置。

【請求項 9】

前記ファイルへの前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過した場合であって、前記
ファイルに対するアクセスが前記ファイルへの追記でない場合、前記フック手段を用いて
前記ファイルを一定サイズのデータに分割する分割手段をさらに備え、

10

20

30

40

50

前記移動手段は、前記分割手段により前記ファイルが分割された場合、前記分割されたデータのうち前記ファイルに対するアクセスがあった箇所のデータのみを前記フック手段を用いて前記揮発性記憶媒体の上に移動することを特徴とする請求項8記載の情報処理装置。

【請求項10】

前記ファイルへの前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過した場合であって、前記ファイルのサイズが前記揮発性記憶媒体の容量の特定の割合未満である場合、前記移動手段は前記フック手段を用いて前記ファイルの全体を前記揮発性記憶媒体に移動することを特徴とする請求項9記載の情報処理装置。

【請求項11】

前記移動手段による移動が行われた場合、前記移動手段により前記ファイルはその全体、前記追記されたデータ、及び前記分割されたデータのいずれが前記揮発性記憶媒体に移動されているかの区別を管理すると共に、前記追記されたデータ及び前記分割されたデータのいずれかのデータが前記揮発性記憶媒体に移動されている場合、前記ファイルと前記移動されたデータとのオフセットの対応を管理する管理手段を更に備え、

前記ファイルへの前記記録されたアクセス頻度が前記一定量を超過した後に前記一定量を下回った場合、前記管理される区別に基づき、前記移動手段により前記ファイルはその全体、前記追記されたデータ、及び前記分割されたデータのいずれが前記揮発性記憶媒体に移動されているかを判定する第1の判定手段と、

前記第1の判定手段による判定の結果、前記追記されたデータ及び前記分割されたデータのいずれかのデータが前記揮発性記憶媒体に移動されている場合、前記フック手段を用いて、前記不揮発性記憶媒体の上の前記ファイルを前記移動されたデータにより更新すると共に前記揮発性記憶媒体に移動されたデータを削除することを特徴とする請求項10記載の情報処理装置。

【請求項12】

シャットダウンを開始したときに、前記移動手段により移動された前記追記されたデータ及び前記分割されたデータのいずれかのデータが前記揮発性記憶媒体に存在する場合、前記フック手段を用いて、前記不揮発性記憶媒体の上の前記ファイルを前記移動されたデータにより更新すると共に前記揮発性記憶媒体に移動されたデータを削除することを特徴とする請求項9乃至11のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項13】

前記フック手段はAPIフックであることを特徴とする請求項1乃至12のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項14】

不揮発性記憶媒体と、揮発性記憶媒体とを備えた情報処理装置の制御方法において、ファイルディスクリプタを扱うシステムコールのフックをAPIフックで行うフックスアップと、

前記APIフックを用いて、前記不揮発性記憶媒体へのアクセス頻度をファイル毎に記録する記録手段と、

前記APIフックを用いて、前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過したファイルに対するアクセス先を前記不揮発性記憶媒体から前記揮発性記憶媒体に移動する移動ステップとを有することを特徴とする制御方法。

【請求項15】

不揮発性記憶媒体と、揮発性記憶媒体とを備えた情報処理装置の制御方法において、ファイルディスクリプタを扱うシステムコールのフックをAPIフックで行うフックスアップと、

前記APIフックを用いて、前記不揮発性記憶媒体へのアクセス頻度をファイル毎に記録する記録ステップと、

前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過したファイルに対するアクセスが前記ファイルへの追記である場合、前記APIフックを用いて、前記ファイルのうち前記追記され

10

20

30

40

50

たデータのアクセス先のみを前記揮発性記憶媒体に移動する移動ステップとを有することを特徴とする制御方法。

【請求項 1 6】

請求項 1 4 又は請求項 1 5 に記載の制御方法を実行することを特徴とするプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0 0 0 1】

本発明は、情報処理装置及びその制御方法、並びにプログラムに関し、特に、搭載されるHDDのアクセス制御を行う情報処理装置及びその制御方法、並びにプログラムに関する。 10

【背景技術】

【0 0 0 2】

従来より、画像形成装置は、ネットワーク送受信可能な状態での待機時（ネットワーク待機時）や節電状態での待機時（節電待機時）に、内部のアプリケーションやネットワーク先のサーバから頻繁に搭載されるHDDへのアクセスを受ける場合がある。

【0 0 0 3】

かかる場合、HDD稼働時間における、HDDの磁気ヘッドがプラッタ（磁気ディスク）上にいる時間（アクセス時間）が、コンシューマ向けHDDの安定動作の目安となる、HDD duty 20%を超える可能性がある。このように、アクセス時間がHDD duty 20%を超えると、プラッタの回転により軸受けから気化したグリスが、磁気ヘッドとプラッタ間の気圧変化により、磁気ヘッドへゴミ（パーティクル）として付着する確率が上がる。また、その結果、HDD読み書きに失敗する確率が上がるだけでなく、最悪の場合はHDDが物理的に故障する恐れもある。 20

【0 0 0 4】

ここで、HDD Duty の比率を低減するには、HDD上のデータを、一時的に異なる記憶装置に退避し、その記憶装置上でデータのアクセスを行う方法がある。

【0 0 0 5】

例えば、省電力機能を有する画像形成装置において、サスペンド時にHDDのデータをRAM上のRamdiskに移動し、レジューム時にそのRamdiskに移動したデータをHDDに戻すという技術が知られている（例えば特許文献1参照）。これにより、省電力状態時にHDD上のデータにアクセスする必要がなくなるため、HDDの電源をOFFすることが可能となる。 30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0 0 0 6】

【特許文献1】特許第5209993号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0 0 0 7】

しかしながら、特許文献1では、HDD上のデータのRamdiskへの移動を、サスペンド時に限定している。すなわち、この技術では、ネットワーク待機時等、節電待機時以外のHDDのアクセス頻度が多いタイミングにおけるHDD Duty の比率を低減することはできない。 40

【0 0 0 8】

本発明は、HDDに対する読み書きの失敗や、物理故障を抑止することが可能となる情報処理装置及びその制御方法、並びにプログラムを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0 0 0 9】

本発明の請求項1に係る情報処理装置は、不揮発性記憶媒体と、揮発性記憶媒体とを備えた情報処理装置において、ファイルディスクリプタを扱うシステムコールのフックを行

うフック手段と、前記フック手段を用いて、前記不揮発性記憶媒体へのアクセス頻度をファイル毎に記録する記録手段と、前記フック手段を用いて、前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過したファイルに対するアクセス先を前記不揮発性記憶媒体から前記揮発性記憶媒体に移動する移動手段とを備えることを特徴とする。

【0010】

本発明の請求項8に係る情報処理装置は、不揮発性記憶媒体と、揮発性記憶媒体とを備えた情報処理装置において、ファイルディスクリプタを扱うシステムコールのフックを行うフック手段と、前記フック手段を用いて、前記不揮発性記憶媒体へのアクセス頻度をファイル毎に記録する記録手段と、前記記録されたアクセス頻度が一定量を超過したファイルに対するアクセスが前記ファイルへの追記である場合、前記フック手段を用いて、前記ファイルのうち前記追記されたデータのアクセス先のみを前記揮発性記憶媒体に移動する移動手段とを備えることを特徴とする。10

【発明の効果】

【0011】

本発明によれば、HDDに対する読み書きの失敗や、物理故障を抑止することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本発明の情報処理装置としてのMFPの詳細なハードウェア構成を示すブロック図である。20

【図2】実施例1における、HDD上のファイルの移動処理の手順を示すフローチャートである。

【図3】実施例1における、ファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。

【図4】実施例1における、シャットダウン開始時のファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである

【図5】実施例2における、HDD上のファイルの移動処理の手順を示すフローチャートである。

【図6】実施例2における、ファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。

【図7】実施例2における、シャットダウン開始時のファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。30

【図8】実施例3における、HDD上のファイルの移動処理の手順を示すフローチャートである。

【図9】実施例3における、ファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。

【図10】実施例3における、シャットダウン開始時のファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。

【図11】実施例1における、アプリケーションからのHDD上のファイルに対するアクセスが1分間に1000回未満の場合の、APIフックを用いた処理の流れを示す図である。

【図12】実施例1における、アプリケーションからのHDD上のファイルに対するアクセスが1分間に1000回以上となった場合の、APIフックを用いた処理の流れを示す図である。40

【発明を実施するための形態】

【0013】

以下、本発明を実施するための形態について図面を用いて説明する。

【0014】

図1は、本発明の情報処理装置としてのMFP8の詳細なハードウェア構成を示すブロック図である。

【0015】

操作部4は、LCD/タッチパネル10と操作キー11から構成される。LCD/タッチパネル10は、ユーザへの情報の表示や、ボタン画像を表示した後、ボタンを指等で押50

すことでインタラクティブな操作を可能とすることを目的としている。操作キー 11 は、印刷部数等を指定するための数字ボタン、コピーボタン、ストップボタン等の良く使用するためのボタンを物理的なボタンスイッチ等で構成する。

【0016】

人感センサ 41 は操作部 4 の近傍に物理的に配置されているものである。人感センサ 41 の検知閾値は、操作部 4 にて段階的に設定可能であり、例えば、ユーザが MFP8 に近づいてきたとき、まだ遠い時点でも検知するように設定できる。また、ごく近くまでユーザが近づかないと検知しないようにも設定できる。MFP8 では、人感センサ 41 がユーザを検知したときに、電力モードが節電モードであった場合、スタンバイモードに遷移させることも可能である。ここで、節電モードとは、CPU16 が S3 状態であることを含む電力モードであり、スタンバイモードとは、CPU16 が S0 状態であることを含む電力モードである。

10

【0017】

節電ボタン 12 は操作部 4 の近傍、もしくは同一ユニット上に物理的に配置されている、節電モードから復帰するためのスイッチである。つまり、後述する電源制御部 18 のスイッチ 22 により操作部 4 の電源が落とされている場合でも節電ボタン 12 に対する押下を検出することが可能なように、操作部 4 とは電気的に分離された構成になっている。すなわち、節電ボタン 12 は、操作部 4 とは別個に独立した状態で制御部 5 と接続している。この節電ボタン 12 をユーザが押下することで、MFP8 を節電モードに入れることや、スタンバイモードにトグル遷移させることが可能である。

20

【0018】

ユーザ認証入力装置 9 は、認証プリントのためにユーザの認証を行うユーザ認証部 6 を有する。

【0019】

コントローラ部 1 は、制御部 5、ネットワーク接続部 13、及び印刷データ記憶部 15 から構成される。ネットワーク接続部 13 は、PC39 から例えばネットワーク 40 を介して依頼を受け付ける。印刷データ記憶部 15 は、受信した印刷データを蓄積する HDD からなるメモリである（以下、「HDD15」という。）。制御部 5 は、CPU16、SPI_Flash23、及び RAM24 から構成されるデバイスであり、ネットワーク接続部 13 及び HDD15 と相互に接続され、コントローラ部 1 全体を制御する。CPU16 は、ネットワーク接続部 13 を介して受信した外部データが印刷データか否かの判断等の処理を行う。SPI_Flash23 は、CPU16 の起動に必要な制御用ファームウェアを格納する。RAM24 は、CPU16 への命令を一時的に格納すると共に、必要に応じてそのメモリ領域の一部をデータ書き込みが可能な Rambdisk にする。

30

【0020】

また、プリンタ部 3、スキャナ部 2、ユーザ認証入力装置 9、操作部 4 の電源を細かく制御して、節電モードからのユーザの待ち時間を減らすため、電源制御部 18 は CPU16 がリモート制御可能なスイッチ 19～22 を有する。これらのスイッチ 19～22 は図 1 に示す矢印のように、プリンタ部 3、スキャナ部 2、ユーザ認証入力装置 9、及び操作部 4 のそれぞれに接続され、CPU16 はこれらのスイッチ 19～22 のオン・オフを制御することで MFP8 全体の電力を制御する。尚、これらのスイッチ 19～22 は FET やリレーなどで構成してもよい。

40

【0021】

さらにコントローラ部 1 内の HDD15 は、スタンバイモードであっても、CPU16 の指示により HDD15 単体のみを省電力状態に移動させることができる。

【0022】

（実施例 1）

次に図 2～4, 11, 12 を用いて、実施例 1 に係るファイルディスクリプタを扱うシステムコールをフックする API フックの動作を説明する。

【0023】

50

図2は、実施例1における、HDD15上のファイルの移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、HDD15上のファイルに対して1分間に1000回以上のアクセスがあった場合、HDD15にそのファイルのシンボリックリンクが作成され、Ramdiskにそのファイルが移動する。尚、この処理は、CPU16が、HDD15上にある本処理を実行するためのプログラムをRAM24上で展開することにより実行される。

【0024】

ここで、APIフックとは、既存のシステムコールと同じAPI名でありながら、既存のシステムコールの動作と、これに先立ち、プログラマの所望の動作を付加するライブラリ関数のことである。図2の場合では、APIフックを用いて、既存のread()、write()などのファイルディスクリプタを扱うシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、以下の3つの動作が付加される。具体的には、ファイルのアクセス頻度の検出と、シンボリックリンクの作成と、Ramdiskへのファイル移動という動作が付加される。このとき、アクセス頻度の情報は、ファイルディスクリプタを扱う各APIフックで共有しておくことで、あるファイルに対するアクセス頻度を計測することが可能となる。

10

【0025】

ここで、APIフックと既存のシステムコールが同じAPI名であるという問題が生じる。この問題は、OSの一つであるLinux(登録商標)の場合、同じAPI名が複数ある場合、ロードされたライブラリ順にAPI名を検索し、最も早くに検索できたAPI名が利用されるという特徴を用いて解決する。具体的には、環境変数LD_PRELOADを設定することで、APIフックを含む関数ライブラリが最も早くロードされるようにしておくようとする。これにより、アプリケーションが例えばread()システムコールを呼び出した際であっても、既存のシステムコールであるread()ではなく、APIフックであるread()が呼び出されることになる。

20

【0026】

CPU16は、ステップS200にて、APIフックにより、アクセス頻度が1分間に1000回を超えるファイルの検出を行う。ここで、ファイルが検出されない場合、ステップS230の処理に移る。尚、本実施例ではアクセス頻度が多いファイルか否かの判断基準として、1分間に1000回という基準を用いたが、これに限定されるものではなく、アクセス頻度が一定量を超えるものであればよい。以下後述する他の実施例においても同様である。

30

【0027】

ステップS200にて、ファイルが検出された場合は、ステップS210に移り、ファイルがHDD15上のものか否かを判定する。ここで、HDD15上のものでなければ、ステップS230の処理に移る。

【0028】

ステップS210にて、ファイルがHDD15上のものであれば、ステップS220に移り、APIフックにより、HDD15にそのファイルのシンボリックリンクのみ作成するとともに、そのファイルをRamdiskに移動する。その後ステップS230の処理に移る。

40

【0029】

ステップS230では、APIフックと同じAPI名である既存のシステムコールを実行し、本処理を終了する。

【0030】

これらの処理により、HDD15上有るファイルへのアクセス頻度が、1分間に1000回を超えた場合、アクセス先がRamdiskに変更される。これにより、HDD15への大量のアクセスを抑止することができ、HDD Duty比率を低減することができる。

【0031】

50

図3は、実施例1における、ファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、図2の処理によりR a m d i s kに移動したファイルへのアクセスが、1分間に1000回のアクセスを下回った場合、そのファイルがH D D 1 5上に戻される。尚、この処理は、C P U 1 6が、H D D 1 5上にある本処理を実行するためのプログラムをR A M 2 4上で展開することにより実行される。

【0032】

図3では、A P I フックを用いて、ファイルディスクリプタを扱う既存のシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、ファイルのアクセス頻度の検出と、シンボリックリンクの削除と、H D D 1 5へのファイル移動という動作が付加される。その他の、A P I フックの特徴については、図2の場合と同様である。

10

【0033】

C P U 1 6は、ステップS 3 0 0にて、A P I フックにより、アクセス頻度が1分間に1000回を超えていたものが超過しなくなったファイルの検出を行う。ここで、ファイルが検出されない場合、ステップS 2 3 0の処理に移る。

【0034】

ステップS 3 0 0にて、ファイルが検出された場合は、ステップS 3 1 0に移り、A P I フックにより、H D D 1 5上のシンボリックリンクを削除し、R a m d i s k上のその検出されたファイルをH D D 1 5に戻す。引き続き、ステップS 2 3 0の処理に移る。

20

【0035】

ステップS 2 3 0では、A P I フックと同じA P I名である既存のシステムコールを実行し、本処理を終了する。

【0036】

これらの処理により、図2の処理によりR a m d i s k上に移動したファイルへのアクセス頻度が、1分間に1000回を下回った場合、そのファイルをH D D 1 5に戻すことで、容量に制限の多いR a m d i s kを有効に利用することが可能となる。

30

【0037】

図4は、実施例1における、シャットダウン開始時のファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、図2の処理によりR a m d i s kに移動した全てのファイルは、シャットダウン開始時にH D D 1 5上に戻される。尚、この処理は、C P U 1 6が、H D D 1 5上にある本処理を実行するためのプログラムをR A M 2 4上で展開することにより実行される。

【0038】

図4では、A P I フックを用いて、ファイルディスクリプタを扱う既存のシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、以下の4つの動作が付加される。具体的には、シャットダウン開始の検出と、R a m d i s kに移動したファイルの検出と、シンボリックリンクの削除と、H D D 1 5へのファイル移動という動作が付加される。その他の、A P I フックの特徴については、図2の場合と同様である。

30

【0039】

C P U 1 6は、ステップS 4 0 0にてA P I フックによりシャットダウンが開始されたかを検出する。シャットダウンが開始されていない場合は、そのまま本処理を終了する。

40

【0040】

ステップS 4 0 0で、シャットダウンの開始が検出された場合は、ステップS 4 1 0に移り、図2の処理によりR a m d i s k上に移動したファイルが存在するかをA P I フックにより検出する。ここで、ファイルが検出されない場合は、そのまま本処理を終了する。

【0041】

ステップS 4 1 0で、R a m d i s kに移動したファイルが検出された場合は、ステップS 3 1 0に移り、A P I フックにより、H D D 1 5上のシンボリックリンクを削除すると共に、R a m d i s k上のその検出されたファイルをH D D 1 5に戻す。その後、ステップS 4 0 0の処理に戻る。

50

【0042】

これらの処理により、シャットダウン開始時に、図2の処理によりRamdisk上に移動した全てのファイルをHDD15に戻すことで、Ramdisk上のファイルがシャットダウンによって揮発しないようにすることが可能となる。

【0043】

図11は、実施例1における、アプリケーションからのHDD15上のファイルに対するアクセスが1分間に1000回未満の場合の、APIフックを用いた処理の流れを示す図である。

【0044】

図11では、アプリケーションが、ファイルディスクリプタの関数として、write()関数のみを実行する場合について説明するが、他のファイルディスクリプタの関数が実行された場合も以下の処理と同様の処理が行われる。また、ファイル毎のアクセス頻度の情報は、ファイルディスクリプタを扱う各APIフックで共有される。

10

【0045】

まず、アプリケーションにてHDD15上のファイル/APL_DATA/file_Aに対してwrite()関数1100が実行された場合、CPU16は、writeシステムコール1120ではなく、write APIフック1110を呼び出す。

【0046】

次に、CPU16は、write APIフック1110を用いて、アプリケーションのwrite()関数1100の引数で指定されたファイル毎に、単位時間当たりのファイルアクセス頻度を計測する。すなわち、この場合はファイル/APL_DATA/file_Aに対する単位時間当たりのファイルアクセス頻度が計測される。図11の場合は、このファイル/APL_DATA/file_にに対して1分間に1000回未満のアクセスしかないので、writeシステムコール1120がそのまま呼び出される。

20

【0047】

最後に、writeシステムコール1120により、HDD15上のファイル/APL_DATA/file_Aにデータがwriteされる。

【0048】

図12は、本実施例における、アプリケーションからのHDD15上のファイルに対するアクセスが1分間に1000回以上となった場合の、APIフックを用いた処理の流れを示す図である。

30

【0049】

図12においても、図11と同様、アプリケーションが、ファイルディスクリプタの関数として、write()関数のみを実行する場合について説明するが、他のファイルディスクリプタの関数が実行された場合も以下の処理と同様の処理が行われる。また、ファイル毎のアクセス頻度の情報は、ファイルディスクリプタを扱う各APIフックで共有される。

【0050】

まず、アプリケーションにてHDD15上のファイル/APL_DATA/file_Aに対してwrite()関数1100が実行された場合、write APIフック1110が呼び出される。

40

【0051】

次に、CPU16は、write APIフック1110を用いて、ファイル/APL_DATA/file_Aに対する単位時間当たりのファイルアクセス頻度を計測する。図12では、この計測の結果、1分間に1000回以上のアクセスが発生している。よって、まず、write APIフック1110を用いて、HDD15上のファイル/APL_DATA/file_Aを、Ramdisk上の/mnt/ram/file_Aに移動する。次に、write APIフック1110を用いて、HDD15上に、/mnt/ram/file_Aへのシンボリックリンクである/APL_DATA/file_Aを作成する。その後、writeシステムコール1120が呼び出される。

50

【0052】

最後に、`w r i t e` システムコール 1120 により、HDD15 上のシンボリックリンク /A P L _ D A T A / f i l e _ A の実体である、R a m d i s k 上のファイル /m n t / r a m / f i l e _ A にデータが `w r i t e` される。

【0053】

(実施例 2)

実施例 2 は、A P I フックにて、HDD15 上のファイルを R a m d i s k 上に移動する際、R a m d i s k 上のファイルへのシンボリックリンクが作成されない点が、実施例 1 と異なり、他は全て実施例 1 に同じである。従って、実施例 1 と同一である場合は同一の符号を付し重複した説明は以下省略する。

10

【0054】

以下、図 5 ~ 7 を用いて、実施例 2 に係る、ファイルディスクリプタを扱うシステムコールをフックする A P I フックの動作を説明する。

【0055】

図 5 は、実施例 2 における、HDD 上のファイルの移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、HDD15 上のファイルに対して、1 分間に 1000 回以上のアクセスがあった場合、そのファイルを R a m d i s k に移動する。以降、そのファイルに対するアクセスがあった場合は、アクセス先を、移動した R a m d i s k 上に変更する。尚、この処理は、C P U 16 が、HDD15 上にある本処理を実行するためのプログラムを R A M 24 上で展開することにより実行される。

20

【0056】

図 5 では、A P I フックを用いて、ファイルディスクリプタを扱う既存のシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、アクセス頻度の検出と、R a m d i s k へのファイル移動という動作が付加される点については、実施例 1 と同じである。実施例 2 ではこれに加え、R a m d i s k 上にファイルを移動させた後、HDD15 上のファイルへのアクセス先を、R a m d i s k 上に変更する動作が付加される。これを行う一つの方法としては、例えば、R a m d i s k 上にファイルを移動した時点で、`o p e n ()` システムコールにより、R a m d i s k 上のファイルのファイルディスクリプタを取得しておくという方法がある。これにより、以降、HDD15 上のファイルに対するファイルアクセスがあった場合は、上記 R a m d i s k 上のファイルのファイルディスクリプタに差し替えてファイルアクセスを行うことができる。

30

【0057】

本実施例によれば、HDD15 上のファイルへのアクセス頻度が一定値を超過した時点で、アプリケーションに意識されることなく、そのファイルを、R a m d i s k に移動することができる。

【0058】

図 5において、まず、C P U 16 は、ステップ S 200 にて、A P I フックにより、ファイルアクセス頻度が 1 分間に 1000 回を超えるファイルの検出を行う。ここで、ファイルが検出されない場合、ステップ S 230 の処理に移る。

40

【0059】

ステップ S 200 にて、ファイルが検出された場合は、ステップ S 210 に移り、ファイルが HDD15 上のものか否かを判定する。ここで、HDD15 上のものでなければ、ステップ S 230 の処理に移る。

【0060】

ステップ S 210 にて、ファイルが HDD15 上のものであれば、ステップ S 520 に移り、A P I フックにより、そのファイルを R a m d i s k に移動する。この時併せて、A P I フックにより、以降、そのファイルに対するアクセスが発生した場合のアクセス先を R a m d i s k 上に変更する。すなわち、アクセス先を移動後の R a m d i s k 上のファイルに差し替えるようにしておく。その後、ステップ S 230 の処理に移る。

【0061】

50

ステップS230では、APIフックと同じAPI名である既存のシステムコールを実行し、本処理を終了する。

【0062】

これらの処理により、HDD15上にあるファイルへのアクセス頻度が、1分間に1000回を超過した場合、アプリケーションに意識させることなく、アクセス先をRamdisk変更する。これにより、HDD15への大量のアクセスを抑止することができ、HDD Duty比率を低減することが可能となる。

【0063】

図6は、実施例2における、ファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、図5の処理によりRamdiskに移動したファイルへのアクセスが、1分間に1000回のアクセスを下回った場合、そのファイルがHDD15上に戻される。尚、この処理は、CPU16が、HDD15上にある本処理を実行するためのプログラムをRAM24上で展開することにより実行される。

10

【0064】

図6では、APIフックを用いて、ファイルディスクリプタを扱う既存のシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、アクセス頻度の検出と、HDD15へのファイル移動という動作が付加される点については、図3と同じである。実施例2ではこれに加え、HDD15上にファイルを戻した後、HDD15上のファイルへのアクセス先を、Ramdisk上に変更させなくする動作が付加される。これを行う一つの方法としては、例えば、HDD15上にファイルを戻した時点で、close()システムコールにより、Ramdisk上のファイルのファイルディスクリプタをクローズするという方法がある。これにより、以降、HDD15からRamdisk上に移動されたファイルへのアクセスであっても、本来の通りに、HDD15上のファイルのファイルディスクリプタを用いて、ファイルアクセスが行われる。

20

【0065】

CPU16は、ステップS300にて、APIフックにより、アクセス頻度が1分間に1000回を超過していたものが超過しなくなったファイルの検出を行う。ここで、ファイルが検出されない場合、ステップS230の処理に移る。

【0066】

ステップS300にて、ファイルが検出された場合は、ステップS610に移り、APIフックにより、Ramdisk上のその検出されたファイルをHDD15に戻す。この時併せてAPIフックにより、以降、そのファイルに対するアクセスがあった場合のアクセス先をHDD15に戻す。引き続き、ステップS230の処理に移る。

30

【0067】

ステップS230では、APIフックと同じAPI名である既存のシステムコールを実行し、本処理を終了する。

【0068】

これらの処理により、図5の処理によりRamdisk上に移動したファイルへのアクセス頻度が、1分間に1000回を下回った場合、そのファイルをHDD15に戻すことで、容量に制限の多いRamdiskを有効に利用することが可能となる。

40

【0069】

図7は、実施例2における、シャットダウン開始時のファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、図5の処理によりRamdisk上に移動された全てのファイルは、シャットダウン開始時にHDD15上に戻される。尚、この処理は、CPU16が、HDD15上にある本処理を実行するためのプログラムをRAM24上で展開することにより実行される。

【0070】

図7では、APIフックを用いて、ファイルディスクリプタを扱う既存のシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、以下の4つの動作が付加される。具体的には、第1の動作として、シャットダウン開始の検出という動作が付加され、第2の動作として、

50

R a m d i s k に移動したファイルの検出という動作が付加され、第3の動作として、H D D 1 5へのファイル移動という動作が付加される。さらに第4の動作として、H D D 1 5上にファイルを戻した後、H D D 1 5上のファイルへのアクセス先を、R a m d i s k 上のファイルに変更させなくするという動作が付加される。その他の、A P I フックの特徴については、図5の場合と同様である。

【0071】

C P U 1 6は、ステップS 4 0 0にて、A P I フックにより、シャットダウンが開始されたかを検出する。シャットダウンが開始されていない場合は、そのまま本処理を終了する。

【0072】

ステップS 4 0 0で、シャットダウンの開始が検出された場合は、ステップS 4 1 0に移り、図5の処理によりR a m d i s k に移動したファイルが存在するかを検出する。ここで、ファイルが検出されない場合は、そのまま本処理を終了する。

【0073】

ステップS 4 1 0で、R a m d i s k に移動したファイルが検出された場合は、ステップS 6 1 0に移り、A P I フックにより、R a m d i s k 上のその検出されたファイルをH D D 1 5に戻す。これと併せてA P I フックにより、以降、そのファイルに対するアクセスがあった場合のアクセス先をH D D 1 5に戻す。その後、ステップS 4 0 0の処理に移る。

【0074】

これらの処理により、シャットダウン開始時に、図5の処理によりR a m d i s k 上に移動した全てファイルをH D D 1 5に戻すことで、R a m d i s k 上のファイルがシャットダウンによって揮発しないようにすることが可能となる。

【0075】

(実施例3)

実施例3は、A P I フックにて、1分間に1 0 0 0回以上のアクセスがあったH D D 1 5上のファイルのサイズが、R a m d i s k 容量の10%以上であった場合の処理が実施例1と異なる。具体的には、かかる場合にそのファイルへのアクセスにより追記があったときは、その追記がされたデータのみをR a m d i s k に移動する。また、かかる場合であっても上記追記がなかった場合は、そのファイルを一定サイズのデータに分割し、その分割されたデータのうちファイルアクセスのあった箇所のデータのみをR a m d i s k に移動する。他は、実施例1に同じである。従って、実施例1と同一である場合は同一の符号を付し重複した説明は以下省略する。

【0076】

以下、図8～10を用いて、実施例3に係る、ファイルディスクリプタを扱うシステムコールをフックするA P I フックの動作を説明する。

【0077】

図8は、実施例3における、H D D 上のファイルの移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、H D D 1 5上のファイルに対して、1分間に1 0 0 0回以上のアクセスがあった場合、そのファイルサイズが、R a m d i s k 容量の10%以上であるかを判定する。この判定の結果、ファイルサイズが、R a m d i s k 容量の10%以上である場合であって、そのファイルへのアクセスにより追記があったときは、その追記がされたデータのみをR a m d i s k に移動する。また、この判定の結果、ファイルサイズが、R a m d i s k 容量の10%以上である場合であっても、かかる追記がなかった場合は、ファイルを一定サイズのデータに分割する。その後、その分割されたデータのうちファイルアクセスのあった箇所のデータのみをR a m d i s k に移動する。尚、その分割対象となるファイルのサイズが、R a m d i s k 容量の10%未満であった場合は、実施例1と同じ処理が行われる。また、この処理は、C P U 1 6が、H D D 1 5上にある本処理を実行するためのプログラムをR A M 2 4上で展開することにより実行される。

【0078】

10

20

30

40

50

図8では、APIフックを用いて、ファイルディスクリプタを扱う既存のシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、実施例1と同様、以下の3つの動作が付加される。具体的には、アクセス頻度の検出と、シンボリックリンクの作成と、Ramdiskへのファイル移動という動作である。実施例3ではこれに加え、以下の3つの動作が付加される。具体的には、第1の動作として、アクセス頻度が1分間に1000回以上となったファイルサイズの取得という動作が付加される。次に、第2の動作として、前記サイズがRamdisk容量の10%を超過しているかの検出という動作が付加される。最後に、第3の動作として、ファイルを一定サイズのデータに分割した場合にファイルアクセスのあった箇所のデータ、もしくは、追記されたデータのみのRamdiskへの移動という動作が付加される。これを行う一つの方法としては、ファイルアクセスの際、ファイルへの追記があった場合は、まず、その追記されたデータを全てRamdisk上に置く。以降、そのファイルへのアクセスは、lseek()により判明するファイルアクセス先のオフセットに応じて行う。これにより、HDD15上のファイル、もしくは、Ramdisk上に移動した上記追記されたデータにアクセス先を振り分けることができる。また、ファイルアクセスの際、ファイルへの追記がなかった場合は、4Kbyteのサイズのデータにファイルを分割し、その分割されたデータのうちファイルアクセスのあった箇所のデータのみ、Ramdisk上に置く。以降、そのファイルへのアクセスは、lseek()により判明するファイルアクセス先のオフセットに応じて行う。これにより、HDD15上のファイル、もしくは、上記分割後にRamdisk上に移動したデータにアクセス先を振り分けることができる。尚、追記されたデータ、および、ファイルを4Kbyteで分割した場合の、ファイルアクセスのあった箇所のデータのことを、以下総称して「部分ファイルデータ」という。尚、この際Ramdiskに移したデータについて、ファイル全体か、部分ファイルデータかの区別を管理テーブルに記録しておく。さらに、Ramdiskに移したデータが部分ファイルデータの場合は、対応するRamdisk上のファイルディスクリプタ、及び、HDD15上のファイルとRamdisk上の部分ファイルデータとのオフセットの対応を併せて管理テーブルに記録しておく。これにより、Ramdisk容量を圧迫し得るファイルに対しても、ファイルアクセスがあった部分ファイルデータのみがRamdiskに移動することとなる。このため、アプリケーションに意識されることなく、HDD15上のデータを、Ramdiskに移動することができる。

【0079】

図8において、まず、CPU16は、ステップS200にて、APIフックにより、ファイルアクセス頻度が1分間に1000回を超えるファイルの検出を行う。ここで、ファイルが検出されない場合、ステップS230の処理に移る。

【0080】

ステップS200にて、ファイルが検出された場合は、ステップS210に移り、ファイルがHDD15上のものか否かを判定する。ここで、HDD15上のものでなければ、ステップS230の処理に移る。

【0081】

ステップS210にて、ファイルがHDD15上のものであれば、ステップS810に移り、APIフックによりそのファイルのファイルサイズを取得すると共に、取得したファイルサイズがRamdisk容量の10%未満か否かを検出する。ここで、10%未満であれば、ステップS220に移り、HDD15にはそのファイルのシンボリックリンクのみ作成するとともに、そのファイル全体をRamdiskに移動する。

【0082】

ステップS810にて、ファイルサイズがRamdisk容量の10%以上であった場合は、ステップS820に移り、ファイルに対するアクセスが、ファイルへの追記か否かを検出する。ファイルへの追記であった場合は、ステップS830に移り、APIフックにより、ファイルに追記されたデータのみRamdiskに置く。

【0083】

10

20

30

40

50

ステップS820にて、ファイル追記ではなかった場合は、ステップS840に移り、ファイルを4Kbyteのサイズのデータに分割し、APIフックにより、分割されたデータのうちファイルアクセスがあった箇所のデータのみRamdiskに置く。

【0084】

ステップS220、ステップS830、ステップS840の処理後は、ステップS230にて、APIフックと同じAPI名である既存のシステムコールを実行し、本処理を終了する。

【0085】

このように、HDD15上にあるファイルへのアクセス頻度が、1分間に1000回を超過した場合、そのファイルのファイルサイズがRamdisk容量の10%以上と大きい場合がある。かかる場合であっても、これらの処理により、Ramdiskを圧迫させることなく、HDD15への大量のアクセスを抑止することができる。これにより、HDD Duty比率を低減することが可能となる。

10

【0086】

尚、本実施例では、ファイルのサイズがRamdisk容量の10%未満か否かを判定したが、10%という数値に限定されるものではない。ファイルのサイズが、そのファイル全体をRamdiskに移動するとRamdiskを圧迫させる、Ramdisk容量の特定の割合未満であるかが判定されればよい。

20

【0087】

図9は、実施例3における、ファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、図8の処理により全体もしくはその一部が移動したファイルへのアクセスが、1分間に1000回のアクセスを下回った場合、その移動したファイルの全体もしくは一部が、HDD15上に戻される。尚、この処理は、CPU16が、HDD15上にある本処理を実行するためのプログラムをRAM24上で展開することにより実行される。

30

【0088】

図9では、APIフックを用いて、ファイルディスクリプタを扱う既存のシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、図3の処理と同じく、アクセス頻度の検出と、シンボリックリンクの削除と、HDD15へのファイル移動という動作が付加される。実施例3ではこれに加え、以下の2つの動作が付加される。具体的には、第1の動作として、Ramdiskに移動したものが部分ファイルデータであった場合、HDD15上のファイルに対して、部分ファイルデータが存在する箇所については、部分ファイルデータを用いて更新する動作が付加される。また、第2の動作として、Ramdisk上の部分ファイルを削除する動作が付加される。これを行う一つの方法としては、例えば、アクセス頻度が1分間に1000回を下回ったファイルの部分ファイルデータがRamdiskに存在していた場合は、その部分ファイルデータでHDD15上のファイルを更新する方法がある。

30

【0089】

図9において、まずCPU16は、ステップS300にて、APIフックにより、ファイルアクセス頻度が1分間に1000回を超過していたものが超過しなくなったファイルの検出を行う。ここで、ファイルが検出されない場合、ステップS230の処理に移る。

40

【0090】

ステップS300にて、ファイルが検出された場合は、ステップS910の処理に移り、管理テーブルの参照により、図8の処理によりRamdiskに移動したのは部分ファイルデータか、ファイル全体かの検出を行う。ファイル全体であった場合は(ステップS910でYES)、ステップS310に移り、APIフックにより、HDD15上のシンボリックリンクを削除すると共に、Ramdisk上のその検出されたファイル全体をHDD15に戻す。

【0091】

一方、Ramdiskに移動したのは部分ファイルデータであった場合は(ステップS910でNO)、ステップS920に移り、APIフックにより、Ramdisk上の部

50

分ファイルデータで、HDD15上のファイルデータを更新する。この時併せてAPIフックにより、Ramdisk上の部分ファイルデータを削除する。

【0092】

ステップS310、ステップS920それぞれの処理後は、ステップS230にて、APIフックと同じAPI名である既存のシステムコールを実行し、本処理を終了する。

【0093】

これらの処理により、図8の処理により、全体もしくはその部分ファイルデータがRamdisk上に移動したファイルへのアクセス頻度が、1分間に1000回を下回った場合、そのファイル全体もしくはその部分ファイルデータをHDD15に戻す。これにより、容量に制限の多いRamdiskを有効に利用することが可能となる。

10

【0094】

図10は、実施例3における、シャットダウン開始時のファイル再移動処理の手順を示すフローチャートである。この処理では、図8の処理によりRamdisk上に移動したファイルもしくは部分ファイルデータの全てが、シャットダウン開始時に、HDD15上に戻される。尚、この処理は、CPU16が、HDD15上にある本処理を実行するためのプログラムをRAM24上で展開することにより実行される。

20

【0095】

図10では、APIフックを用いて、ファイルディスクリプタを扱う既存のシステムコールの実行に先立ち行われる動作として、以下の5つの動作が付加される。具体的には、第1の動作として、シャットダウン開始の検出という動作が付加され、第2の動作として、Ramdiskに移動したファイルもしくは部分ファイルデータが存在するかの検出という動作が付加される。また、第3の動作として、シンボリックリンクの削除という動作が付加され、第4の動作として、HDD15へのファイル移動という動作が付加される。最後に、第5の動作として、部分ファイルデータを用いたファイルデータの更新という動作が付加される。その他の、APIフックの特徴については、図9の場合と同様である。

20

【0096】

CPU16は、ステップS400にて、APIフックにより、シャットダウンが開始されたかを検出する。シャットダウンが開始されていない場合は、そのまま本処理を終了する。

30

【0097】

ステップS400で、シャットダウンの開始が検出された場合は、ステップS1010に移り、APIフックにより、図8の処理でRamdiskに移動したファイル全体、もしくは、部分ファイルデータが存在するかを検出する。ここで、存在しない場合は、そのまま本処理を終了する。

30

【0098】

ステップS1010で、ファイル全体、もしくは、部分ファイルデータが検出された場合は、ステップS910に移り、部分ファイルデータ及びファイル全体のいずれが検出されたかを判定する。ここで、検出されたのはファイル全体であった場合は（ステップS1010でYES）、ステップS310に移り、APIフックにより、HDD15上のシンボリックリンクを削除すると共に、Ramdisk上のその検出されたファイル全体をHDD15に戻す。その後、ステップS400の処理に戻る。一方、検出されたのは部分ファイルデータであった場合は（ステップS1010でNO）、ステップS920に移り、APIフックにより、Ramdisk上のその検出された部分ファイルデータで、HDD15上のファイルデータを更新する。この時併せてAPIフックにより、Ramdisk上のその部分ファイルデータを削除する。その後、ステップS400の処理に戻る。

40

【0099】

これらの処理により、シャットダウン開始時に、図8の処理でRamdisk上に移動した全てのファイルもしくは部分ファイルデータをHDD15に戻す。これにより、Ramdisk上の全てのファイルもしくは部分ファイルデータがシャットダウンによって揮発しないようにすることが可能となる。

50

【 0 1 0 0 】

尚、上記実施例1～3では、HDD15からRAM24上のR a m d i s kにファイルや部分ファイルデータが移動するような構成であった。しかしながら、揮発性記憶媒体にファイルや部分ファイルデータが移動する構成であればR a m d i s kに限定されるわけではない。また、上記実施例1～3の処理はMFP8に対して行われたが、不揮発性記憶媒体及び揮発性記憶媒体を有し、ファイルディスクリプタを扱うシステムコールが実行される情報処理装置であればMFP8に限定されるわけではない。

【 0 1 0 1 】

以上、本発明をその好適な実施形態に基づいて詳述してきたが、本発明はこれら特定の実施形態に限られるものではなく、この発明の要旨を逸脱しない範囲の様々な形態も本発明に含まれる。上述の実施形態の一部を適宜組み合わせてもよい。また、上述の実施形態の機能を実現するソフトウェアのプログラムを、記録媒体から直接、或いは有線／無線通信を用いてプログラムを実行可能なコンピュータを有するシステム又は装置に供給し、そのプログラムを実行する場合も本発明に含む。従って、本発明の機能処理をコンピュータで実現するために、該コンピュータに供給、インストールされるプログラムコード自体も本発明を実現するものである。つまり、本発明の機能処理を実現するためのコンピュータプログラム自体も本発明に含まれる。その場合、プログラムの機能を有していれば、オブジェクトコード、インタプリタにより実行されるプログラム、OSTEPSPに供給するスクリプトデータ等、プログラムの形態を問わない。プログラムを供給するための記録媒体としては、例えば、ハードディスク、磁気テープ等の磁気記録媒体、光／光磁気記憶媒体、不揮発性の半導体メモリでもよい。また、プログラムの供給方法としては、コンピュータネットワーク上のサーバに本発明を形成するコンピュータプログラムを記憶し、接続のあったクライアントコンピュータがコンピュータプログラムをダウンロードしてプログラムするような方法も考えられる。

10

20

30

【 符号の説明 】**【 0 1 0 2 】**

1 コントローラ部

4 操作部

5 制御部

8 MFP

1 2 節電ボタン

1 3 ネットワーク接続部

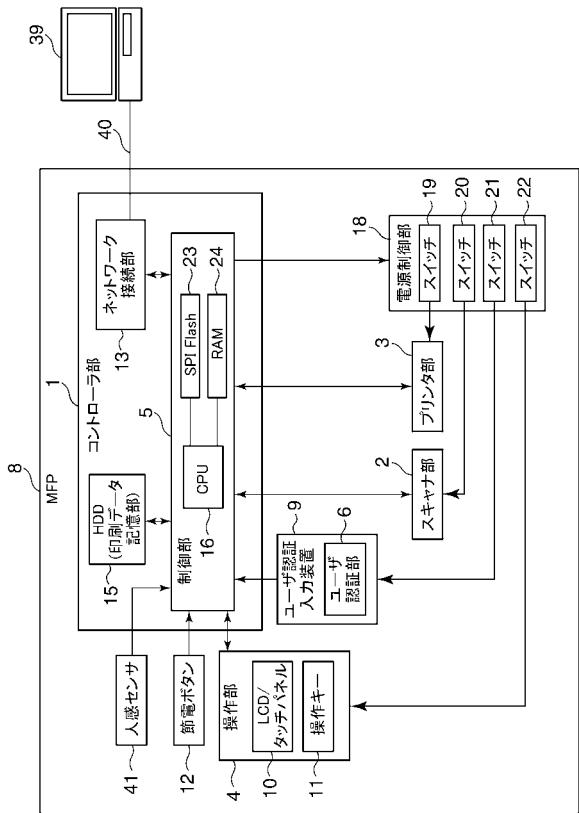
1 5 HDD

1 6 CPU

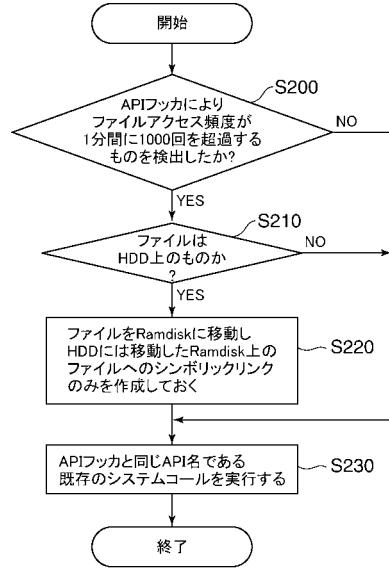
2 3 SPI Flash

2 4 RAM

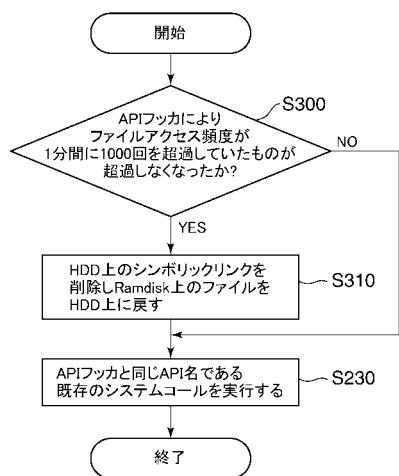
【図1】



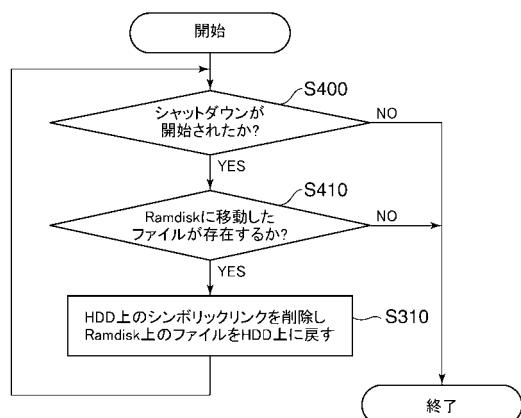
【図2】



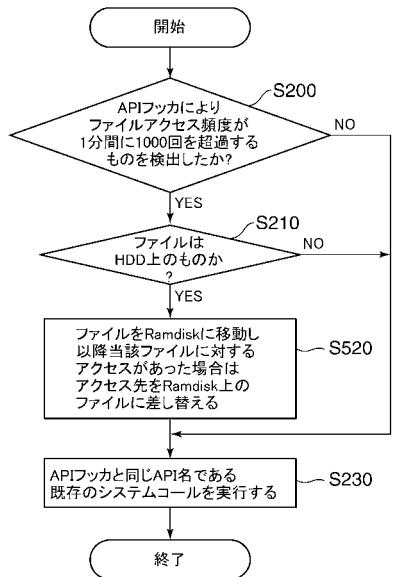
【図3】



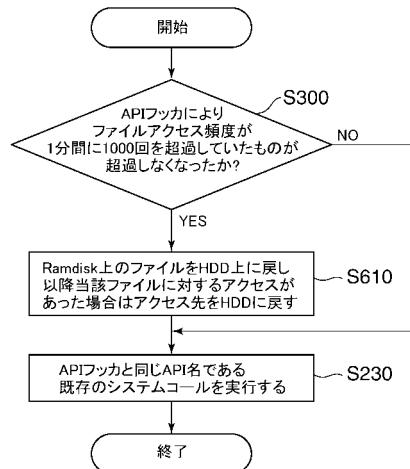
【図4】



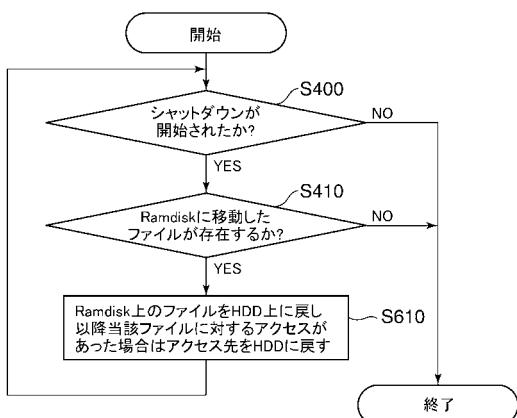
【図5】



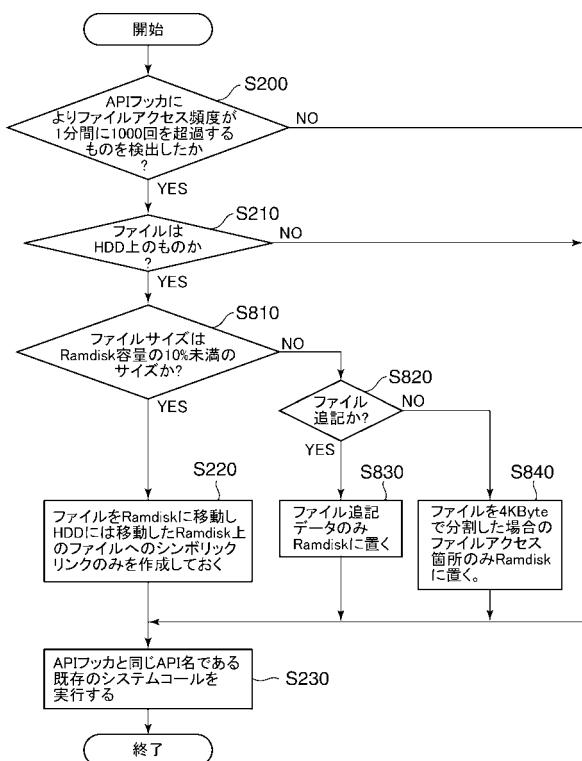
【図6】



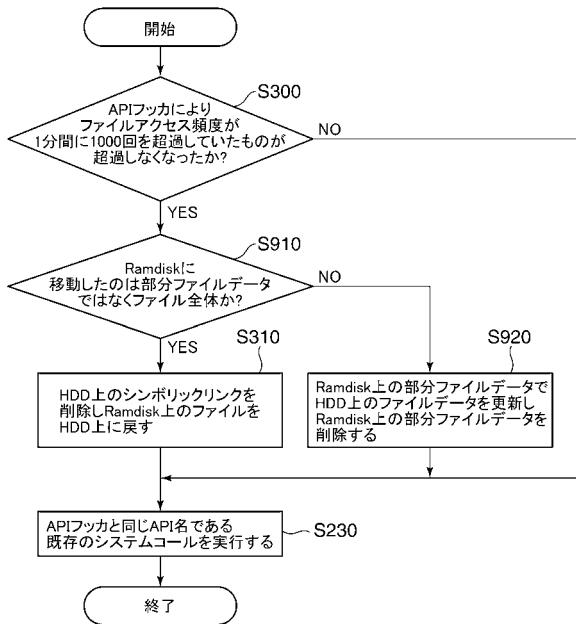
【図7】



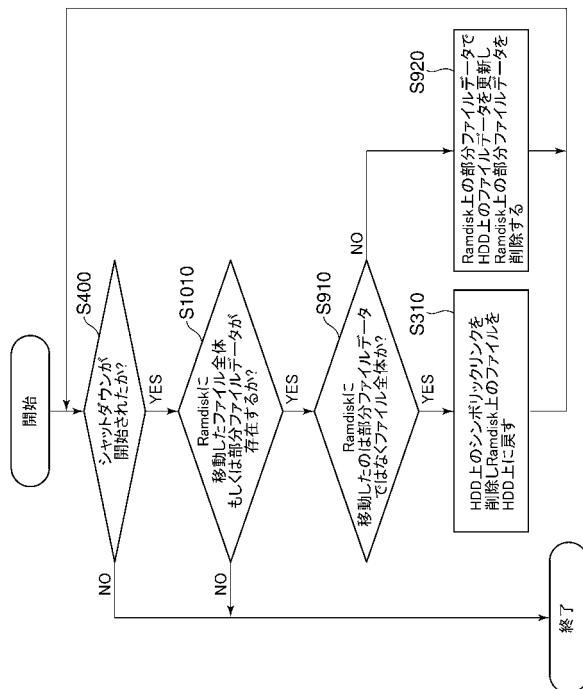
【図8】



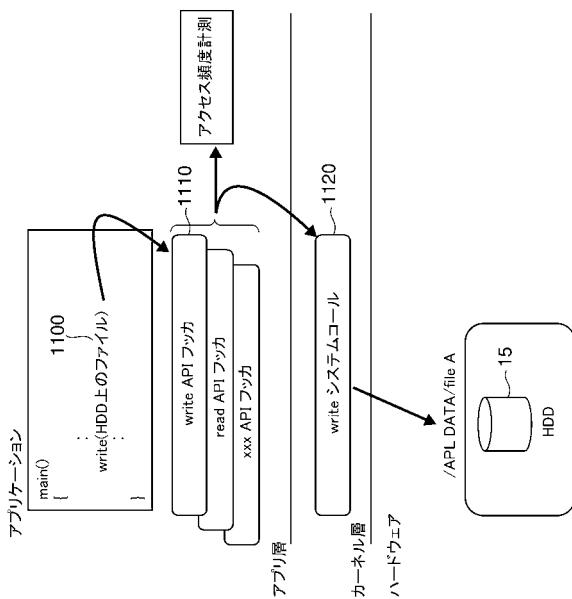
【図9】



【図10】



【図11】



【図12】

